

実来プロジェクト 協賛支援会員規則

第1条（目的）

本規則は、「実来プロジェクト」の趣旨に賛同し、活動を支援する協賛支援会員の登録、特典、権利義務等について定めることを目的とします。

第2条（運営主体）

協賛支援会員制度は、一般社団法人 咲く未来（以下「当法人」といいます）が運営主体となります。

第3条（会員資格）

当プロジェクトの趣旨に賛同し、当法人が定める所定の手続きを完了し、承認を受けた個人または法人を協賛支援会員とします。

第4条（会員特典）

協賛支援会員には、以下の特典を提供します：

1. 年2回の会報誌の配布（PDFまたは印刷形式）
2. 会員限定動画の視聴権（農業体験、栽培記録、食育教材等）
3. 支援者限定特典（限定グッズ、先行販売など）
4. ウェブサイト、イベント看板等への氏名・団体名の掲載（希望者のみ）
5. 実来プロジェクト関連イベントへの優先申込権
6. オンラインストアにおける会員限定優待（割引・限定商品の提供）

第5条（年会費および事務手数料）

協賛支援会員は、当法人が定める**年会費および事務手数料**を所定の方法により納入するものとします。

各費用の金額および支払方法は、公式ウェブサイトまたは別途定める募集要項にて案内します。

第6条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、**毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間**とします。

入会月にかかわらず、**年度途中での入会においても、年会費は全額納入いただきます。**

継続を希望する場合は、所定の更新手続きおよび費用納入をもって会員資格が延長されます。

第7条（会員資格の喪失）

以下のいずれかに該当する場合、会員資格は自動的に喪失されます：

1. 会員本人から退会の申し出があった場合
2. 年会費および事務手数料の未納が継続した場合

3. 当法人が会員として不適切と判断した場合

第8条（退会・返金について）

会員が退会した場合、または資格を喪失した場合であっても、**既に納入された年会費および事務手数料等の返還は一切行いません。**

本規則に同意のうえ、入会手続きを行っていただくものとします。

第9条（その他）

本規則に定めのない事項については、当法人が必要に応じて別途定め、適切に運用します。会員はその定めに従うものとします。

付則：2025年5月9日 制定

6月1日 改訂